

都市計画道路環状街路第4号線
(文京区本駒込二丁目～文京区本駒込六丁目)

事業概要及び測量説明会

ダイジェスト版

東京都第六建設事務所

1

説明会の目的

本日の説明会は、環状第4号線（本駒込）の事業の概要と事業の進め方、及び事業の着手に先立って行う現況測量と用地測量について、皆様に、ご説明し、ご理解とご協力を得るために開きました。

6

事業の進め方

事業概要及び測量説明会

現況測量の実施

用地測量の実施

都市計画事業の認可

用地説明会

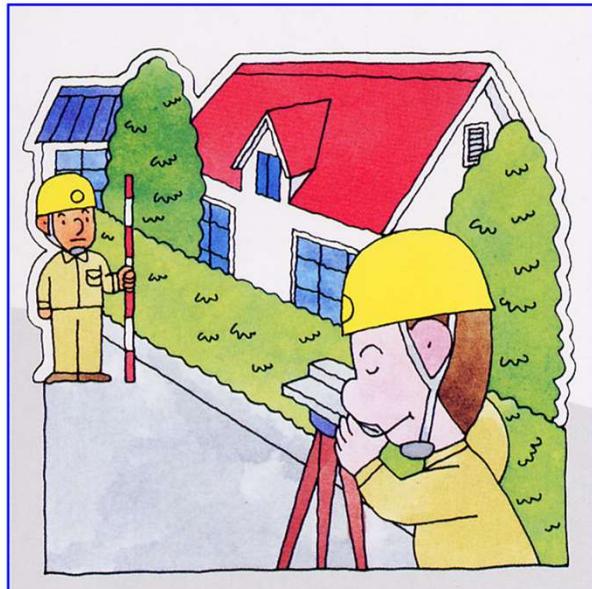
用地の取得・補償等

工事のお知らせ

工事の実施

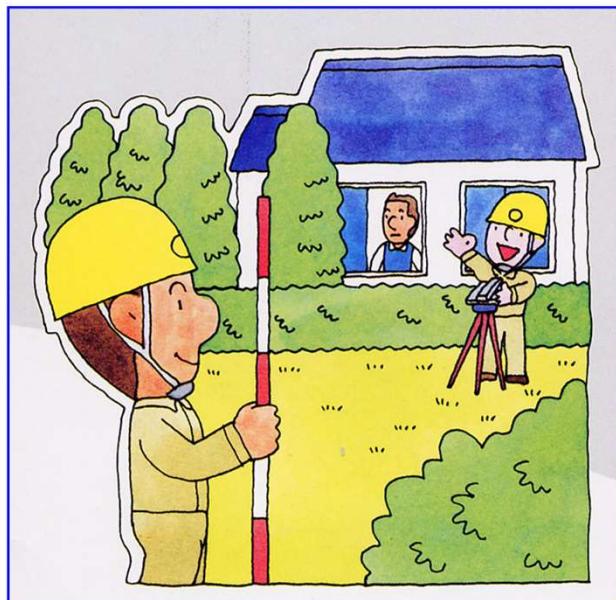
都市計画道路の完成

現況測量とは・・・



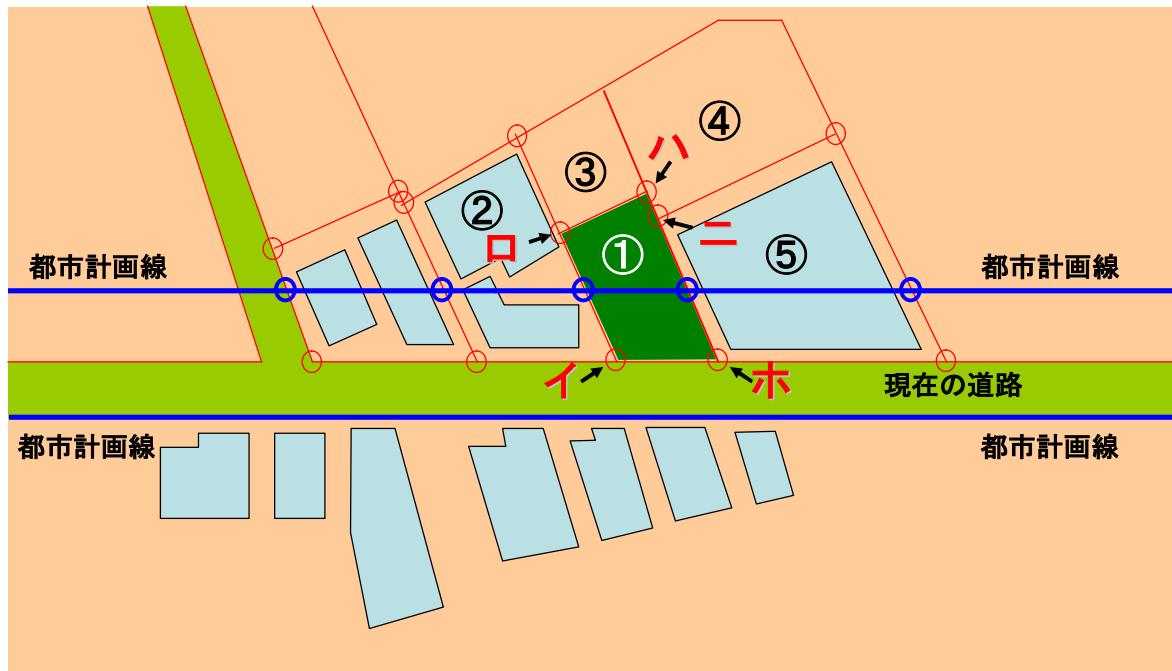
- ① 都市計画道路予定区域とその周辺にある建物、樹木、柵及び**道路等の形状を調査**し、現況の地形を表す現況平面図を作成します。
- ② できあがった図面に**道路の計画線を書き入れて**、計画道路の位置を明らかにします。
- ③ 都市計画線の幅や計画道路の中心を現地に標示するために、**杭または鉢を設置**します。

用地測量とは・・・



- ① 都市計画道路に係る土地について、現地において**関係権利者の立会**の上、隣接する土地との**境界等を調査・確認**します。
- ② 境界確認に基づき、一筆ごとに土地の測量を行い、用地取得に**必要な面積の算出及び図面を作成**します。

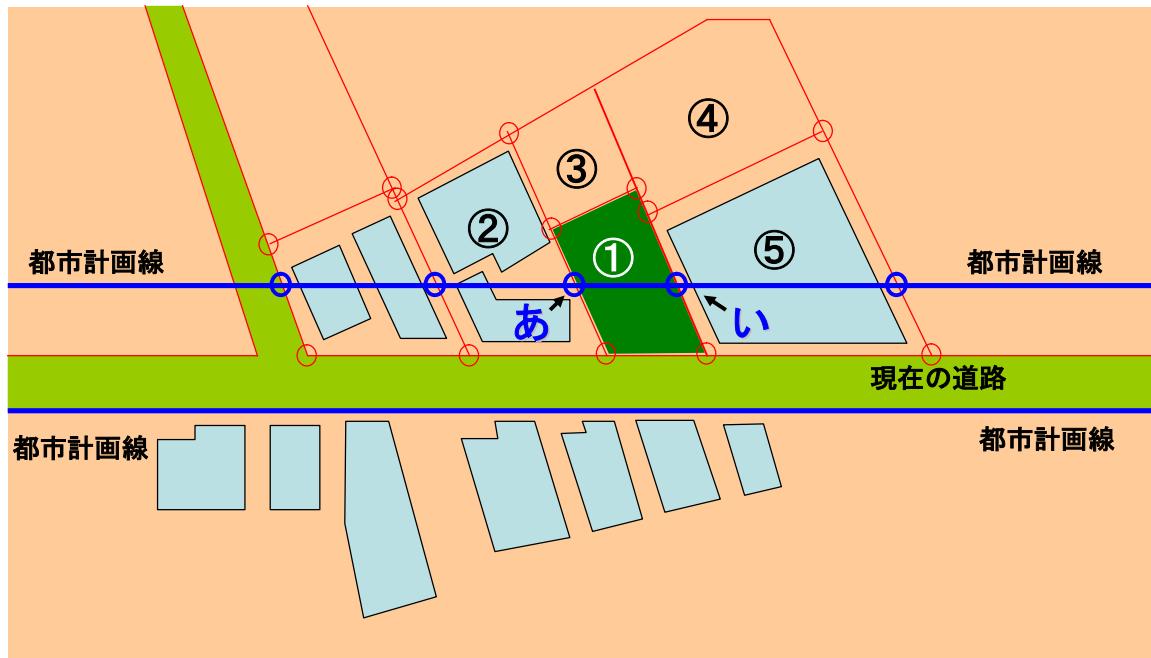
境界確認の具体例(1)



図の説明：①の方の土地の範囲を確認するため、①の土地と隣接する方との境界立会確認が必要になります。①の土地の周囲、「イ、口、ハ、ニ、ホ」を付した境界点を確認するため、①の土地の権利者様と、隣接する②、③、④、⑤の土地の権利者様にも立会いをお願いすることになります。

③と④の土地権利者様は、都市計画線に掛かっていませんが、①の方の土地の範囲を確認するため、境界立会をお願いすることになりますので、ご協力のほどよろしくお願ひいたします。

境界確認の具体例(2)

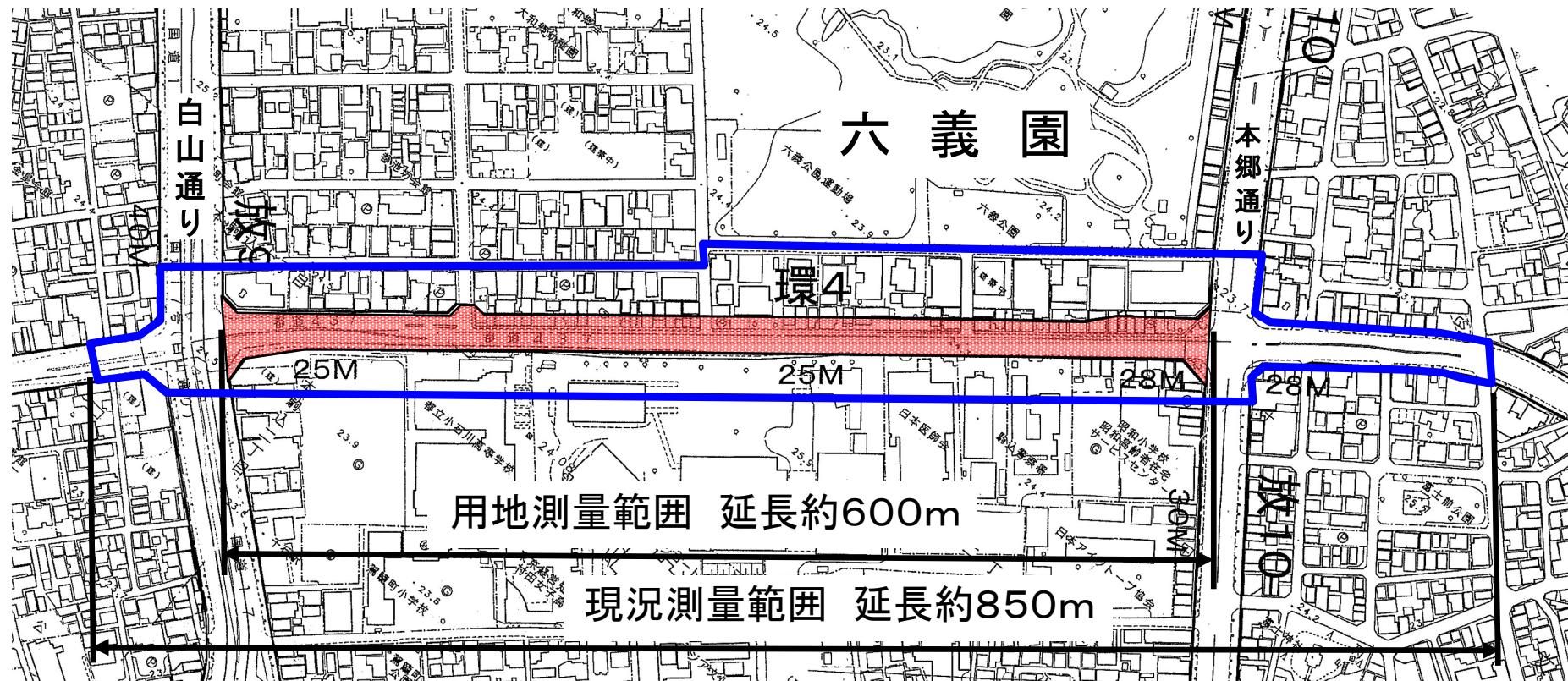


図の説明：都市計画線と、①と②の境界線との交点に青い丸の点「あ」、同じく、①と⑤の境界線との交点に、青い丸の点「い」について、この青い丸の境界点は、都市計画線内と都市計画線外、つまり将来、道路になる土地と、皆様の土地との境界点になります。

この境界点について、①、②、⑤の土地の権利者様のご了解をいただいたうえで、金属鉢や、プラスチック杭等の表示物、また、既存の塀の上に位置する場合などは、刻印や、ペンキ等の表示をさせていただきたいと思いますので、ご協力のほどよろしくお願ひいたします。

測量の範囲

— 5 —



凡 例



現況測量範囲



用地測量範囲

建物形態は平成15年撮影の空中写真をもとに作成した図面です。

この道路整備についてのご質問、お問い合わせは、
下記の連絡先までお願ひいたします。

東京都第六建設事務所

道路整備全般に関しては

工事課工務係 TEL03(3882)1408

用地測量に関しては

工事課測量係 TEL03(3882)1498

**午前9時から午後5時30分まで
(土曜、日曜、祝日は除きます)**